

平成20年度 一般会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	2. 総務費	事業名	2. 固定資産税課税事務費			
項	2. 徴税費	細事業名	2. 土地評価事務費			
目	2. 賦課徴収費	担当課係	資産税課	(執行課: 資産税課)		

予算分析	臨時経費	継続事業	単独事業								(単位: 千円)	
	(歳入)	(歳出)	財源内訳									一般財源
要求額	0	6,276	要 求									6,276
決定額			決 定									

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施 策	まちづくりの推進に向けて / 成果と効率性を重視した行財政運営の推進 / 土地評価事務を適正に行います。							
	〔土地の評価替えに関する業務〕	施策体系コード	06-01-04-20-45			事業番号	47-1			
	固定資産(土地)の評価を適正に行うため、税法に基づき3年に1度、最新の土地の価格を算出します。	総事業費	96,000千円				事業期間	平成18年度～平成22年度		
		年度別事業費	18年度	19年度	20年度	22年度				
			4,000	44,500	7,000	40,500				

(事業実施に関する根拠法令)
 地方税法
 佐倉市税賦課徴収条例

< 事業に関する説明 >

(事業の説明) 平成21年度固定資産税(土地)の評価替えに係る価格調査基準日(平成20年1月1日)の鑑定評価価格(価格調査基準日以降の地価動向によっては、下落修正の措置を講ずる価格)をもとに、土地の評価替え業務を行うとともに、固定資産情報管理システムのデータ修正作業を行う。	(事業の目的) 地方税法第341条及び第409条に基づく平成21年度固定資産税(土地)の評価替えにより、固定資産税(土地)評価の適正化と均衡化の推進を引き続き図る。	(事業の効果) 基準年度における評価替えは、評価額を適正な均衡のとれた価格に見直すものであり、税負担の公平に資するものである。
(事業実施上の問題点) 評価替えに要する事務量は多大なものであり、限られた期間内で適切に実施するための手法については、引き続き研究を要する課題である。	(前年度からの見直し点)	(見積についての特記事項)